

消食表第156号  
平成30年3月28日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 食品表示担当部（局）長 殿

消費者庁食品表示企画課長  
（公印省略）

「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」及び「機能性表示食品に関する  
質疑応答集」の一部改正について

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第2条第1項第10号に規定する機能性表示食品の届出を行う際の指針について、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」（平成27年3月30日付け消食表第141号）及び「機能性表示食品に関する質疑応答集」（平成29年9月29日付け消食表第463号）を策定しているところです。

今般、機能性表示食品制度の運用の課題、対象成分の拡大及び消費者への情報提供の観点から、制度の課題等に対応するため、「機能性表示食品の届出等に関するガイドライン」及び「機能性表示食品に関する質疑応答集」の一部を改正しましたので、貴職におかれましては、改正の趣旨及び内容について御理解の上、貴管下関係者等への周知をお願いします。

なお、改正ガイドラインは、平成30年3月28日から施行されます。本改正では、機能性表示食品届出データベース（以下「届出データベース」という。）の改修を要する事項が含まれます。改正ガイドラインの施行及び届出データベースの運用に係る具体的なスケジュールについては別紙を参照してください。